

令和7年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領

<第6回目>

制 定 令和7年12月25日

発行人 一般社団法人滋賀県L Pガス協会

(通則)

第1条 令和7年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援金（後期）（以下「支援金」という。）の交付については、令和7年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援事業費補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年規則第9号。以下「規則」という。）およびその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「L Pガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスとする。

2 この要領において「一般消費者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等

(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からL Pガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が前号に該当する者

3 この要領において「L Pガス販売事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者

(2) ガス事業法第3条の登録を受けた者であつて、一般消費者等にL Pガスを販売する者

4 この要領において「値引き実施者」とは、第6条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者とする。

(交付の目的)

第3条 一般社団法人滋賀県L Pガス協会（以下「協会」という。）が、一般消費者等にL Pガス料金の値引きを行った値引き実施者に対して、その値引き原資を交付することにより、L Pガス料金の高騰によって影響を受ける一般消費者等を支援することを目的とする。

(交付の対象および交付率)

第4条 協会は、値引き実施者が行う一般消費者等のL Pガス料金の値引き（以下「L Pガス料金値引き事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、支援金の交付の対象

として協会が認める経費について、滋賀県から交付を受けた令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業費補助金の範囲内で支援金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行うLPガス料金値引き事業に対しては、支援金の交付対象としない。

2 支援金の交付対象となる経費の区分および交付率は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 LPガス販売事業者が支援金の交付を受けようとするときは、様式第1による支援金交付申請書に協会が定める書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 協会は、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、申請書の提出のあった日から起算して30日以内に交付決定を行い、様式第2による支援金交付決定通知をLPガス販売事業者に送付するものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 値引き実施者は、支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に協会に書面をもって申し出なければならない。

(LPガス料金値引き事業の経理等)

第8条 値引き実施者は、LPガス料金値引き事業の経費については、帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 値引き実施者は、前項の帳簿および証拠書類をLPガス料金値引き事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、滋賀県知事(以下「知事」という。)または協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 値引き実施者は、第6条第1項で交付決定の通知を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、値引きを行う一般消費者等の数の減少または30件未満の増加について

は、この限りでない。

- 2 協会は、前項の申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、適正と認めるときは、申請書の提出のあった日から起算して14日以内に変更交付決定を行い、様式第4による変更交付決定通知を値引き実施者に送付するものとする。
- 3 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(LPガス料金値引き事業の中止または廃止)

第10条 値引き実施者は、LPガス料金値引き事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第11条 値引き実施者は、LPガス料金値引き事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合またはLPガス料金値引き事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 値引き実施者は、LPガス料金値引き事業の遂行および収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 値引き実施者は、LPガス料金値引き事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日までに様式第7による実績報告書を協会に提出しなければならない。

- 2 値引き実施者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、協会は期限について猶予することができる。

(支援金の額の確定等)

第14条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係るLPガス料金値引き事業の実施結果が支援金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、報告書の提出があった日から30日以内に交付すべき支援金の額を確定し、様式第8により値引き実施者に通知する。なお、書類等の調査ができない場合等、支援金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適

合しないときは、それらに係る金額は支援の対象とならない。

- 2 協会は、値引き実施者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずる。
- 3 前項の支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.75パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支援金の支払)

- 第15条 支援金は前条第1項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 値引き実施者は、前項前段の規定により支援金の精算払いの支払を受けようとするときは、様式第9による精算払請求書を、前項ただし書の概算払いの支払を受けようとするときは、様式第10による概算払請求書を協会に提出しなければならない。

(是正のための措置)

- 第16条 協会または滋賀県は、LPガス料金値引き事業の適切な遂行のため必要があると認めるときは、値引き実施者に対し、LPガス料金値引き事業に関し報告を求め、または、値引き実施者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。この場合において、値引き実施者は協力するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 協会は、第10条のLPガス料金値引き事業の全部または一部の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。
- (1) 値引き実施者が、規則、補助金要綱、本要領または規則、補助金要綱もしくは本要領に基づく協会の処分または指示に違反した場合
 - (2) 値引き実施者が、支援金をLPガス料金値引き事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 値引き実施者が、LPガス料金値引き事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、LPガス料金値引き事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 値引き実施者が、補助金要綱が定める実績報告書の提出期限までにLPガス料金値引き事業を完了しなかった場合
 - (6) 値引き実施者が、第13条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

(7) 値引き実施者が、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」および別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」に違反した場合

- 2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 協会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.75パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく支援金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(滋賀県等による実地検査)

第18条 LPガス料金値引き事業終了後、会計検査院、滋賀県または協会は、LPガス料金値引き事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、値引き実施者はこれに必ず従うものとする。

(情報管理および秘密保持)

第19条 値引き実施者は、LPガス料金値引き事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、または、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、LPガス料金値引き事業の目的または提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 値引き実施者は、LPガス料金値引き事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。値引き実施者または履行補助者の役員または従業員による情報漏えい行為も値引き実施者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定はLPガス料金値引き事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(事業者情報の変更)

第20条 値引き実施者は、協会に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

(誓約事項等)

第21条 値引き実施者は、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」、別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」および別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」について、支援金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに誓約または同意したものとする。

(その他)

第22条 協会は、本要領に定めるもののほか、L Pガス料金値引き事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 協会は、値引き実施者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

1 この要領は、令和7年7月25日から施行し、令和7年12月検針分のL Pガス料金値引き事業に限り適用する。

2 この要領は、令和7年12月25日から施行し、令和8年4月検針分のL Pガス料金値引き事業に限り適用する。

なお、施行日前に交付決定した補助事業については、従前の例による。

別紙1（第4条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、LPガス料金値引き事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人または団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるときまたは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙 2 (第 17 条関係)

不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、協会の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施およびその証憑等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があると協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、滋賀県および協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。
- (5) 当社は、不正が判明した場合には、事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることについて、同意します。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請または報告情報等に虚偽の記入を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、または受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

別紙3（第21条関係）

LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、支援金の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、LPガス料金値引き事業の実施に必要な範囲で、値引き実施者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会は、値引き実施者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、LPガス料金値引き事業に必要な範囲内で自ら使用することおよび第三者等に提供することができます。また、協会、滋賀県等は、値引き実施者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

別表1（第4条関係）

支援対象経費の区分	内容	交付率
事業費	値引き実施者が別表2により行う一般消費者等へのLPガス料金の値引き（この表および別表2において「値引き」という。）に対し、値引き額に対する次の原資額を交付する。なお、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 $\text{値引き額に対する原資額} = \text{値引き額} \div 1.1$	10分の10
事務費	値引き実施者による値引きのための経費とし、値引きをした一般消費者等の数に対して次の額を支援する。 $300 \text{円 (非課税)} \times \text{値引きを行った一般消費者等の数}$ (ただし、120万円を上限とする)	定額

別表2（第4条関係）

一般消費者等へのLPガス料金の値引き					
<p>1 値引き期間</p> <p>値引きの対象となる検針の期間は、令和8年4月検針分からとする。1日から同月末日までに検針したものを同月検針分とする。なお、値引きの開始に定めがないものとし、終期は4月検針分とする。</p>					
<p>2 値引きの方法</p> <p>(1) 値引き額は、1の一般消費者等について、1の検針に係る請求あたり上限1,980円（消費税を含む）とする。</p> <p>(2) 値引き対象となる検針は、1月に1回とする。</p> <p>(3) 値引きは次によるものとする。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">値引き方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月検針分</td> <td>4月検針の請求で上限1,980円値引き</td> </tr> </tbody> </table>		値引き方法		4月検針分	4月検針の請求で上限1,980円値引き
値引き方法					
4月検針分	4月検針の請求で上限1,980円値引き				
<p>(4) 値引きは、検針月の翌月末日までの請求で行うものとする。</p> <p>(5) LPガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額は値引きの対象としない。</p> <p>(6) 請求書、検針票等に値引き額およびLPガス料金値引き事業による値引きである旨を記載する。</p>					
<p>3 値引き対象となる一般消費者等</p> <p>値引きの対象者は、次のすべての条件を満たす一般消費者等とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等 ・ガス事業法第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液化石油ガス法第2条第2項の規定に該当する者 <p>(2) 値引き対象となる検針月に、値引き実施者とLPガスの販売契約を締結している者</p> <p>(3) LPガスを計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積販売（以下「体積販売」という。）により供給を受ける者</p> <p>(4) 体積販売に係るガスメーターが滋賀県内に設置されている者</p> <p>(5) 国および地方公共団体の庁舎でない者</p>					

様式説明（今後作成頂く主な様式は□で囲んだところになります）

様式第1 交付申請書 申請時 販売事業者→協会 P13・14
値引きを行う販売事業者の方はまず申請書を提出いただきます

様式第1-1 消費者一覧 申請時 申請時に添付 P15
該当消費者の氏名と住所の一覧を申請書に添付してください
料金表も同時にご提出願います

様式第2 交付決定通知書 申請後 協会→販売事業者 P16
申請書が届きましたら協会より決定通知書を郵送いたします

様式第3 変更承認申請書 変更時 販売事業者→協会 P17
申請時より30件以上増加の場合は変更申請書が必要になります

様式第1-1 消費者一覧 変更時 変更申請時に添付 P15
変更申請時にも該当消費者の一覧を添付してください

様式第4 変更交付決定通知書 変更申請後 協会→販売事業者 P18
変更申請書が届きましたら協会より通知書を郵送いたします

様式第5 中止廃止申請書 中止の時 販売事業者→協会 P19
値引きを中止または廃止するときに提出してください

様式第6 事故報告書 遂行困難時 販売事業者→協会 P20
完了できない時や遂行が困難となった場合の提出書類です

様式第7 実績状況報告書 値引き後（各月）販売事業者→協会 P21・22
値引き完了後提出してください。
12月値引き後2026年1月末までに提出

様式第7-1 消費者一覧 実績報告時 実績報告書添付 P23
該当消費者の氏名・住所・使用量・値引額・請求額の一覧表
実績状況報告書に添付提出になります（Excel等のデータ）
同時に10件分の請求書等の写しもお願います（PDF・FAX可）

様式第8 支援金確定通知 完了後 協会→販売事業者 P24
実績報告書が届きましたら確定審査を行います
審査後、支援金額の確定通知書を作成し郵送いたします

様式第9 精算払請求書 確定通知後 販売事業者→協会 P25
支援金確定通知書が届きましたら精算払い請求書を提出ください
販売事業者手数料はここで精算する形です

様式第10 概算払い請求書 必要時 販売事業者→協会 P26
事前に値引資金を振込みさせていただきますのでご利用ください

様式第11 返還通知書 確定後 協会→販売事業者 P27
確定後返還が必要な場合は通知書を送ります

令和 8 年 月 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名

住所

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期） 交付申請書

LPガス料金負担軽減支援金の交付を受けたいので、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領（以下「要領」という。）第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、要領の別紙1または別紙2のいずれかに該当する事実が判明したときは、交付決定後であっても補助金の一部または全部が受給できなくなることに加え、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

1 販売事業登録番号 _____（液化石油ガス法登録 ガス事業法登録）

2 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 _____件

3 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

様式第1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」のとおり※1

※1：様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可。

原則、電子データ（エクセルファイル）で提出

4 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
4月	月	円

5 標準的な料金メニュー 別紙のとおり※2

※2：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日 資源エネルギー庁 資源・燃料部）3(1)に規定されるもの等

様式第1（第5条関係）

6 要領に基づく値引きを行う一般消費者等（のものが該当）

- 一般消費者等のLPガス消費地は、全て滋賀県内である。
- 一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- 一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- 1月に2回以上値引きを行う一般消費者等はいない。
- 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- 一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

7 制約事項、同意事項に関する確認および同意

- ・要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」の内容を確認し同意します。

8 連絡担当者（送付物等はすべて連絡担当者様宛に送らせていただきます）

氏 名 _____

所 属 _____

所属先住所 〒 -

電話番号 _____ FAX番号 _____

メールアドレス _____

要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

番号	値引き対象者の氏名または名称	LPガスを消費する所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

滋LP協第 号
令和8年 月 日

様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付決定通知書

令和8年 月 日付けで申請のあった標記支援金については、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領（以下「要領」という。）第6条の規定により、次のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定の内容

- (1) 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 _____ 件
(2) 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
4月	月	円

2 留意事項

(1) 交付決定内容の変更

上記1の交付決定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、一般消費者等の数については、30件以上増加する場合にのみ変更の承認を要するものとする。

(2) 実績（状況）報告

要領に基づき値引きを実施したときは、値引きを行った月ごとに要領第12条または要領第13条の規定に基づく様式第7による実績（状況）報告書を提出する。

(3) 概算払請求

実績報告前に支援金が必要となる場合には、要領第15条の規定に基づく様式第10による概算払請求書を提出する。

(4) 支援金の返還

概算払を受けた支援金の額が、支援金の確定額を超える場合は、要領第14条の規定に基づき、協会が指定する期日までに返還する。

令和8年 月 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）変更承認申請書

令和8年 月 日付け滋LP協第 号で標記支援金の交付決定の通知があつた事業について、その内容を変更したいので、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領（以下「要領」という。）第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容（のものが該当）

交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数について30件以上の増加

変更後の値引きを行う一般消費者等の数 _____ 件

※変更後の様式1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」を添付

交付決定を受けた値引き額または期間の変更

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
4月	月	円

2 変更の年月日 令和8年 ____ 月 ____ 日

3 変更の理由 _____

滋LP協第 号
令和8年 月 日

様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）変更交付決定通知書

令和8年 月 日付けで変更承認申請のあった標記支援金については、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領（以下「要領」という。）第9条の規定により、次のとおり支援金の変更交付を決定したので通知します。

1 変更交付決定の内容

- (1) 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 _____件
(2) 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
4月	月	円

2 留意事項

(1) 交付決定内容の変更

上記1の交付決定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、一般消費者等の数については、30件以上増加する場合にのみ変更の承認を要するものとする。

(2) 実績（状況）報告

要領に基づき値引きを実施したときは、値引きを行った月ごとに要領第12条または要領第13条の規定に基づく様式第7による実績（状況）報告書を提出する。

(3) 概算払請求

実績報告前に支援金が必要となる場合には、要領第15条の規定に基づく様式第10による概算払請求書を提出する。

(4) 支援金の返還

概算払を受けた支援金の額が、支援金の確定額を超える場合は、要領第14条の規定に基づき、協会が指定する期日までに返還する。

令和8年 月 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名

住所

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）中止（廃止）承認申請書

令和8年 月 日付け滋LP協第 号で標記支援金の交付決定通知のあった事業について、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領第10条の規定に基づき、下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止（廃止）の年月日

（備考） 1 中止（廃止）する根拠となるものを添付すること。

令和8年 月 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）事故報告書

令和8年 月 日付け滋LP協第 号で標記支援金の交付決定通知のあつた事業
について、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領第11条の規定
に基づき、支援金交付事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の原因および内容
- 2 事故に係る金額
- 3 事故に対して行った措置
- 4 支援金交付事業の遂行および完了の予定

令和8年 月 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）実績（状況）報告書

令和8年 月 日付け滋LP協第 号で標記支援金の交付決定の通知があつた事業について、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領（以下「要領」という。）第13条（第12条）の規定により、関係書類を添えてその実績（状況）を報告します。

1 要領に基づく値引きを行った実績

検針	概算払いを受けた額	値引きを行った一般消費者等の数	値引き総額 (消費税込み額)	支援金の請求額 ※1
4月	円		円	円
合計	円		円	円

※1：値引き総額（消費税込み額）を消費税率で割り戻した額

（値引き総額÷1.1とし、1円未満の端数がある場合は切り捨てる）

2 要領に基づく値引きを行った一般消費者等（のものが該当）

- 一般消費者等のLPガス消費地は、全て滋賀県内である。
- 一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- 一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- 1月に2回以上値引きを行った、一般消費者等はいない。
- 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- 一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

様式第7（第13条（第12条）関係）

3 値引き実績の内容を証する提出書類（☑のものを提出）※2

- ① 使用者名、使用量、請求額および値引き額が明示された請求書または検針票で、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録されたもの
- ② 様式第7-1「値引きを行った一般消費者等の一覧」※3
- ③ 使用者名、使用量、請求額および値引き額が明示された請求書または検針票の写し（書面）

※2 ①、②または③のいずれかを提出する。できるだけ、①または②で提出する。請求額および振り込み額を確認するため、無作為に指定する10件程度の一般消費者等について、入金明細書の写しの提出を求める。

※3 様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可（請求システム等の出力を提出する場合で、値引き額の記載ができない場合は、値引き額の記載を省略したものでもよい）。原則、電子データ（エクセルファイル）で提出する。無作為に指定する10件程度の一般消費者等について、①または③の提出を求める。

様式第7-1

令和8年4月検針分の値引きを行った一般消費者等の一覧

番号	氏名または名称	消費場所	使用量 [m3]	値引額 [円]※1	請求額 [円]
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

※1: 請求書において値引きを行った額(消費税込み額)。

また、請求システム等で出力できない場合は、記載不要とするが、交付決定を受けた額と違うものについては、必ず値引きした額(消費税込み額)を記載する。

滋LP協第 号
令和8年 月 日

様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）の額の確定について（通知）

標記の支援金については、令和8年 月 日付けにて報告のあった実績にて、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領第14条の規定により、次のとおり支援金の額を確定したので通知します。

- 1 要領に基づく値引きに対する原資支援額 _____円
- 2 要領に基づく値引き実施のための経費支援額 _____円
- 3 支援金の確定額 _____円
- ※ 概算払を行った金額 _____円

（ 内 訳 ）

検針	値引き単価	値引きした 消費者数	値引き総額	値引き原資 支援額	概算払いを 行った金額
4月	1,980円				

令和8年 月 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）精算払請求書

令和8年 月 日付け滋LP協第 号で標記支援金の額の確定通知があつた事業について、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 精算払請求額または返還額

概算払いを受けた額	(A)	円
支援金の確定額	(B)	円
精算払請求額 (B ≥ Aの場合)	(B - A)	円
支援金の返還額 (B < Aの場合)	(A - B)	円

2 精算払額の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別 (<input checked="" type="checkbox"/> が該当)	<input type="checkbox"/> 普通預金 ・ <input type="checkbox"/> 当座預金		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

令和8年 月 日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）概算払請求書

令和8年 月 日付け滋LP協第 号で標記支援金の交付決定の通知があつた事業について、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金（後期）交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 _____円

2 概算払請求額の根拠

概算払請求を希望する値引き対象月 (<input checked="" type="checkbox"/> が今回対象)	<input type="checkbox"/> 4月検針分
値引きを行う一般消費者等の数	件/月

3 概算払額の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別 (<input checked="" type="checkbox"/> が該当)	<input type="checkbox"/> 普通預金 ・ <input type="checkbox"/> 当座預金		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

(備考) 1 概算払請求は、次回検針分を請求するものとする。

2 概算払請求額は、概算払いを希望する値引き対象月数に、交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数および1件あたりの値引き額を1.1で割り戻した額を乗じたものを超えないものとする。

令和8年 月 日

様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金(後期)返還通知書

令和8年 月 日付け滋LP協第 号で確定通知した標記支援金について、令和7年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金(後期)交付要領第14条の規定に基づき、次のとおり返還するよう通知します。

1 返還すべき額 _____円

2 返還期限 令和 年 月 日

3 返還額の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別 (<input checked="" type="checkbox"/> が該当)	<input type="checkbox"/> 普通預金 ・ <input type="checkbox"/> 当座預金		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

(備考) 1 返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。